

○公職選挙法

(昭和二年四月一日) 法律第一〇〇号

- 改正 昭二六・二・一法二、三・一三法一八、一九法二五、昭二七・四・二
一法九四、七・三法二五、法二六、法二八九、八・一五法三〇六、
一六法三〇七、昭二八・八・七法一八〇、一五法二九〇、昭二九・五・
二四法一二三、六・八法一六三、一〇法一七〇、一一・八法二〇七、昭
三〇・一・八法四二、二・四法一八三、昭三三・三・一五法八五、
四法九四、六・一法二四八、三〇法一六三、昭三六・一・一五法一五八、
法一五九、昭三三・三・二五法一七、四・二法七五、昭三五・六・二
一法九七、二五法一〇五、三〇法一三三、昭三七・五・一〇法一一二、
一五法一三三、一六法一四〇、九・一五法一六一、昭三八・七・一〇法一
一三三、昭三九・二・二九法三、七・二法一三三、一〇法一六四、昭四〇・
四・三〇法四九、五・一八法六九、六・二法一一五、昭四一・六・一法
七七、二八法八九、一一・二六法一四九、昭四二・七・三〇法七三、二
五法八一、二九法九九、八・一法一二五、一九法一三八、昭四三・五・
二法三九、二九法七三、六・一法八三、一五法九九、昭四五・三・二五
法二、五・九法二二、一六法三〇、六・二法四八、昭四五・五・二〇
法八一、一一・二四法二七、昭四六・六・二法四八、昭四五・五・二〇
三〇、昭四七・五・三法三二、六・一六法七四、昭四九・五・二法四三、
六・一法六九、法七一、三法七二、昭五〇・六・二五法四五、七・一五
法六三、法六四、昭五三・六・二〇法七五、二七法八三、昭五五・四・
一・一法三五、一・二八法一〇七、昭五六・四・七法二〇、二五法二八、五・
二・三法四八、昭五七・六・一法六〇、七・二六法六六、八・二四法八、
一一・二八法九三、昭五八・一一・二九法六六、一二・二法七八、法八〇、昭五九・八・一〇法七一、一四法七五、一一・二
五法八七、昭六〇・五・三法六七、一二・四法九三、昭六三・五・六法二九、一七法四四、一三・一三法九四、平元・一一・
一七法六九、一三・一法八八、平四・四・二法二九、一一・二六法九七、法九八、平五・一一・二二法八九、平六・二・四
法三、法四、三・一法一〇〇、六・二九法四七、一一・二五法一〇四、法一〇五、平七・五・一一法九一、一一・二〇法一三
五、平八・六・二六法一〇三、法一〇三、法一〇〇、平九・六・一三法八三、二〇法九三、一一・一九法一七七、平一〇・五・
六法四七、八法五四、平一・三・三三法一九五、二八法五六、六・一法七〇、法七三、一六法七六、七・一六法八七、
法一〇三、法一〇四、八・二九法一三〇、平二・二八法一五、一三法一六〇、平二・二・九法一五、一七法六二、法六三、
一・一法一八、二九法一三〇、平三・六・二二法六一、二九法八五、平四・六・一二法六五、七・二六法九三、三一
法九五、法九八、法一〇〇、一四法一三〇、一三法一四九、法一五二、一八法一八〇、法一八二、平一・六・四・一法六
九、二〇法一〇〇、七・一六法一九、一八法二二四、二五法二二七、一〇・一六法一四〇、平一・六・四・二法三三、五・
二六法五七、六・九法一〇二、一一・一法一五〇、平一・七・五・二五法五〇、六・二九法七二、七・六法八二、平一・八・六・

二段対照部分の略号

- 法…公職選挙法(罰則)
令…公職選挙法施行令
規…公職選挙法施行規則

○公職選挙法施行令(抄)

(昭和二年四月二〇日) 政令第八九号

最終改正 平一九・三・二四政四五

○公職選挙法施行規則(抄)

(昭和二年四月二〇日) (総理府令第一三号)

最終改正 平一九・二・二三総務令一四

務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における
頒布
二 イの候補者が所属する衆議院名簿届出政党等(法第八十六
条第七項(同条第八項においてその例によることとされる場
合を含む。)の規定により当該候補者が所属するものとして
記載された政党その他の政治団体に限る。)の選挙事務所内、
政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
法第四百二十二条第一項第一号の二のビラ 次に掲げる方法
イ 当該ビラに係る公職の候補者たる参議院名簿登載者の選挙
事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における
頒布
ロ イの参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の選挙
事務所内における頒布
三 法第四百二十二条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号
までのビラ 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説
会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
四 法第四百二十二条第二項のビラ 次に掲げる方法
イ 当該ビラに係る候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説
会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
ロ イの候補者届出政党が届け出た候補者の選挙事務所内、個
人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
ハ イの候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事
務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における
頒布
五 法第四百二十二条第三項のビラ 次に掲げる方法
イ 当該ビラに係る衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政
党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における
頒布
二 イの候補者が所属する衆議院名簿届出政党等(法第八十六
条第七項(同条第八項においてその例によることとされる場
合を含む。)の規定により当該候補者が所属するものとして
記載された政党その他の政治団体に限る。)の選挙事務所内、
政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
法第四百二十二条第一項第一号の二のビラ 次に掲げる方法
イ 当該ビラに係る公職の候補者たる参議院名簿登載者の選挙
事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における
頒布
ロ イの参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の選挙
事務所内における頒布
三 法第四百二十二条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号
までのビラ 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説
会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
四 法第四百二十二条第二項のビラ 次に掲げる方法
イ 当該ビラに係る候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説
会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
ロ イの候補者届出政党が届け出た候補者の選挙事務所内、個
人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
ハ イの候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事
務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における
頒布
五 法第四百二十二条第三項のビラ 次に掲げる方法
イ 当該ビラに係る衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政
党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布